

第 80 回入札監理小委員会

議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 80 回入札監理小委員会 議 事 次 第

日時：平成 21 年 2 月 20 日（金） 18:35～19:42

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務（（独）経済産業研究所）
- 医業未収金の支払案内等業務（（独）労働者健康福祉機構）

2. 永田町合同庁舎の管理・運營業務について（非公開）

- 総合評価（案）について

3. その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、稲生専門委員

（（独）経済産業研究所）

総務グループ 河津ディレクター、五十嵐副ディレクター、長谷川マネージャー、谷本マネージャー

（（独）労働者健康福祉機構）

経理部 小池部長、金森出納課長、阿部出納班長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 80 回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人経済産業研究所の「経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務」と、独立行政法人労働者健康福祉機構の「医業未収金の支払案内等の業務」の 2 件の実施要項（案）と、内閣府の「永田町合同庁舎の管理・運營業務」について審議を行います。

なお、「永田町合同庁舎の管理・運營業務」につきましては、総合評価（案）について審議いたしますので、企画書提出企業のノウハウの機微に触れる情報が含まれる可能性があります。これが公になりますと当該企業の競争上の地位を害することがありますので、官民競争入札等監理委員会運営規則第 5 条の規定の例に準じまして、会議は非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思っております。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

では初めに、「経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務」の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、独立行政法人経済産業研究所総務グループ、河津総務ディレクターに御出席をいただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして 5 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○河津ディレクター 恐縮でございます。河津でございます。お忙しいところ、ありがとうございます。

実施要項の修正点について御説明させていただきますが、その前に、まずパブリックコメントでございますけれども、当方のホームページでパブリックコメント等を掲げまして、クリックすると飛ぶという形にして、2 週間ほど、曜日の関係もありましてちょっと短かったんですが出しておりましたけれども、残念ながら言うべきでしょうか、意見はございませんでした。まず最初に御報告させていただきます。

それで、前回の御指摘を踏まえまして修正したところを御説明させていただきます。

まず、2 ページ目でございます。①のところ、私どもの日本語のホームページに載っているものを、あるものは選択をして、あるカテゴリーのものは全部中国語に翻訳をしてアップしていただく、こういうのが基本的な業務でございますけれども、ここの「中国語サイト掲載用原稿の翻訳業務」というところの①で、というものを翻訳するかというものを記述させていただきましたけれども、これがちょっとわかりにくいんじゃないか、あるいは季節的な変動のようなものがわかりにくいんじゃないかということがございましたので、ここのところにつきまして少し直しております。

併せまして、これは誤訳云々のところの議論でございましたけれども、定訳のリストがあるのであれば、それを提供するというを明確にした方がいいということがございましたので、そこを加えさせていただきました。具体的には、①の文の下、「なお」の段落がございますけれども、そこに定訳リストを提供するというを明示してございます。

それから、季節あるいは分量に関しましては、下の※のところ注の形で2つ書いてございます。1つは、コンテンツは過去の実績をもとにしているということ。それから、季節的なものにつきましては、1が4月から6月に大きいものが1つ、それ以外のものは年間コンスタントですよということを明記させていただきました。

それから、その次のところでございますけれども、ページとしては2ページになりますが、これを翻訳したものをホームページにアップするといいますが、載せるという作業をリエティでうちのオフィスでやっていただくこととなりますので、3ページ目の一番上の文章、「また」からでございますけれども、「コンテンツの掲載作業をする者は、当研究所の関連する各種規程を遵守すること。」ということを示させていただきます。

それから、4ページになりますが、ここの(5)「契約の形態及び支払い」のところでございます。前回御議論いただきましたときに、誤訳という議論のところ、1つは、民間事業者の方が掲載をした後に自分で気がついたというものは、いわゆるミスのカウントには入れないだろうということでございましたので、それを明示させていただきました。具体的には、(5)の③のところ、3番目の段落になりますが、「なお」書きでございます。民間事業者が当研究所の指摘なしに見つけたものというのはミスのカウントには入れないということを明示してございます。それから、その下のところ、誤訳というものが、語感わかるんだけどもう少し具体的にということで、括弧書きで、「誤訳」というのは当研究所が提供した中国語定訳リスト、それから対応する訳が定着しているものに限りますと。並びに、原文の文意を変えてしまうというようなものを指すものだとということで、少し説明をして誤解を減らすようにしてございます。

それから、次のところでございますが、6ページ目になります。ここの場所で言いますとウの「実施体制」のところ、前のもとの文章がわかりにくい、重複するような記述がございましたので、そこを少し整理させていただきました。内容的には特に変更はしてございません。

それから、7ページになります。7ページの②のところ、評価の審査のときの配点のところでございますが、アの「中国語翻訳の質の確保」ということで、0～80点を配賦することにしてございます。ここの最初の部分、それから2番目のところでございますが、翻訳に必要な翻訳者の確保、あるいは実施体制といったところでございますけれども、もともとの文章が、「十分な数の質の高い翻訳者」という表現でございまして、少しわかりにくいといいますが、抽象的過ぎるというようなことがございました。

それから、その下のウの実績のところでございますけれども、今の文章は「過去3年間に経済学関係論文に関する中国語翻訳業務」となっておりますけれども、もともとは「本業務に効果的なものの翻訳の実績」と書いてありまして、ここもわかりにくいということでございます。それぞれできるだけかみ砕いたつもりでございますが、まず「十分な数の質の高い翻訳者」というところは、翻訳者の数のところでございますけれども、「表に掲げられる量の翻訳を行なうための翻訳者の確保等、実施体制が充実したものとなってい

るか」、それから質の方につきましては、「翻訳者は、日本語、中国語双方において経済学の知見を有し、また、経済学に関する和文中訳の経験を有しているか」ということでもかみ砕かせていただきました。それから、会社としての実績の方も、先ほど申し上げましたとおり、「経済学関連論文に関する実績」というふうに砕いております。

あと、著作権のお話があったかと思えます。著作物は当研究所に帰属する。それから、原作者の権利もございますので、これが9ページの上から⑥「翻訳物の著作権の帰属」というところを追記いたしまして、著作権は、原作者及び当研究所に帰属するというふうにしてございます。

それから、飛びまして最後17ページになります。今、翻訳だけ業者を選んでやっておりますけれども、そこが特に今年度といたしますか、前年度といたしますか、得やすかったというところで、一番下のところのございます、**「※③について」**と書いてあるところで、「19年度は特に安価であった」というふうにさせていただきます。説明会におきまして、この部分については少し補足をしたいと思っております。

修正点は以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○稲生専門委員 簡単に質問1点だけですが、私、前回出ていなかったものですか、やや細かいところ、技術的なところしか質問する能力がないので恐縮ですが、7ページの加点審査項目のところは今回充実していただいているということで、大変わかりやすくなっているなというふうに思っています。それで、1点だけですが、加点項目のところア、イ、ウとありまして、アの2つ目の黒丸のところ、「翻訳者は、日本語、中国語双方において経済学の知見を有し、また、経済学に関する和文中訳の経験を有しているか」というところで、前者の方の「経済学の知見を有し」というのが何となくパッと見ですと重たいなど。つまり、普通、翻訳者でテクニカルな文献を訳すような場合には、別に知見、つまり、これは私のような世界の者からすれば、何となく修士の学位を持ってはいけなとか、そういうふうに読まれてしまう可能性がありますので、恐らく経験として経済学に関する翻訳の経験があればよろしいんじゃないかというふうに私自身は考えてしまうのですが、そこら辺についてのお考えをちょっと聞かせていただきたくて、もし場合によって、必ずしも経済学の知見がなくても、適切な経済学文献の翻訳が可能であれば、前者についての要件は削除してもいいのかなというのが私の考えです。この点について、よろしければお考えをお聞かせ願えればと思えます。

○河津ディレクター ここのところにつきましては、前回も少し御説明しましたけれども、これまでも翻訳業者を公募の形で選んできておりまして、その中で誤訳といたしますか、拙い訳があったときに、この人はどういう人というような経験から出てきておりますので、実態に担当しております谷本の方から御説明をさせていただきます。

○谷本マネージャー これまでの経験から、今現在、うちの職場で編集の担当をしてくだ

さっている中国人の女性の方も修士号を取っている方で、過去いろいろな翻訳業者さんですとか、フリーの方などとお仕事をして、今までの何年かの結果、やはりある程度の学位なり、経済学を大学で専攻なさったような方の方が最終的な翻訳の出来がいいという判断をしております、このように記述させていただいております。

○稲生専門委員 わかりました。要は、特に競争がこれで制約されてしまうということではなければいいと思うのですが、強いて言えば、学士の方でもいいのであれば、「経済学士号を取得以上の方」と書いてしまった方が、それでいう知見というのが、要するに日経新聞を読んでいけばいいのかというふうに捉えられかねないものですから、逆に言えば、そういうある意味ではかなり限定的にマネージャーさんが捉えているのであれば、そう書いてしまえばいいんじゃないかと思っておりますので、後ほど御検討いただければと思います。あるいは「等」でもいいと思うのですが。経済学士か修士かわかりませんが、「等」でお含みいただければいいんじゃないかと思っております。

○河津ディレクター また相談させていただきますが、必ずしも博士号を取っていなければいけないというところまでは言うつもりはないので、「学士等」にさせていただきたいと思っております。

○稲生専門委員 あともう1点ですが、私、1回目のときに出ていなくて恐縮ですが、同じ箇所、アの4つ目の黒丸のところで、能力があるかどうかを試験するというところで、研究所様の方から課題を提示するというのがありまして、要は、これはある一定の文献を渡して、それを訳してみなさいという課題を与えるという理解でよろしいのでしょうか。

○谷本マネージャー そうです。

○稲生専門委員 わかりました。それで能力をはかるということですね。

○樫谷主査 それから、今の経済学の知見というのもそうですが、「日本語、中国語双方において経済学の知見」というのはどういうことですか。

○谷本マネージャー 日本語の経済学用語にも詳しいみたいな、そういうニュアンスなんです。

○樫谷主査 それはそうだと思うのですが、両方で学士を持っていなくても別に構わないということですね。

○谷本マネージャー はい。それは学位とは関係ありません。

○樫谷主査 「双方において経済学の知見」というと。

○谷本マネージャー ダブルですね。

○樫谷主査 わかっているようでわかっていないような気がするのです。意味は、よく読めばわかるんでしょうけれども。

○河津ディレクター そこら辺の表現は工夫をしたいと思います。

○樫谷主査 そうですね。誤解を与えることはそんなにないと思いますが。

それから、今のウですけれども、「経済学関係論文に関する中国語翻訳業務」というのは、これは中文和訳も和文中訳も入るんですか。

○河津ディレクター 済みません、和文中訳のつもりです。そこは明記させていただきたいと思います。

○樫谷主査 そういう実績がないと、中文和訳ではだめだということですね。それは実績にはならないということですね。

○河津ディレクター はい。

○稲生専門委員 あと、修正されたところで、とりあえず 19 年度の請負単価が特に安価であったと。先ほども我々ちょっと議論をしまして、この記載が応募する方からすると、今思ったのですが、パッと見やはり誤解をされるんじゃないかなと。つまり、恐らく応募される方からすれば、予定価格がどれぐらいかというのを念頭に置きながら価格を決めていると思うのですが、「特に安価」という記載があると、では、一体どこを参考値に置いて考えていけばいいのかというのがあるので、淡々と企画競争を行なった結果、請負単価が安くなったということだけにしておいた方がむしろ。「特に」というのが入ってしまうと、どちらを基準にすればいいのか。あるいは、更に踏み込んで、一般的には 17 年度の線が濃厚なのか、そこら辺が相手に伝わらないといけないので。ですから、そういう意味では括弧を逆に削除してちょっと文章を直していただいて、説明会では、過去の例を見ると大体 17 年度の線を実績としてお考えくださいというふうに説明されるのか。要は、特に安いというのを、では、どういうふうには実際には実績として見ていけばいいのかというのを上手に説明するような配慮がいただけるといいのかなと思いますので、非常に難しいところだとは思いますが、よろしく御検討をお願いしたいと思っています。

○河津ディレクター 19 年度というよりも、18 年度がたぶんそういう意味では一番いい例かもしれません。というのは、17 から 18 に仕組みをずいぶん変えまして、私どもでこれまで全部外に頼んでいた業務を一部内製化したりしてワークフローを変えております。18、19 は同じ枠組みで翻訳のところを公募したわけですけれども、かつ年度当初からでなくて年度途中なものですから、そういう意味でも 18 年度の数字を見ていただいた方がいいと思っております。

○稲生専門委員 そうすると、今おっしゃった年度途中云々というのはどこかに入っているのでしょうか。なければ、それは正確に何月以降のものを積み上げてあるとか、何かそういうのがないと、ますます混乱を。

○河津ディレクター 今申し上げましたのは、契約の期間が 10 月から 1 年間という契約をしているということを申し上げたわけございまして、ここに出ている数字はそれぞれの年度で、月々お支払いをしますので、その数字を出してございます。

○樫谷主査 これは、計算ミスがあったということはなかなか書きづらいと思うのですが、どれぐらいあったんですか。

○河津ディレクター そこはわかりません。先方がそう言って、これは議事録に残してもらいたくないんですが、営業の人がこぼしていたというのを小耳にはさんだということございまして、それ以上のものではないものですから。

○樫谷主査 では、余り具体的に、必ずしも正確な情報ではないと。

○河津ディレクター はい、わかりません。

○樫谷主査 どうですか。

○稲生専門委員 難しいところですね。ただ、今回、2 ページのところでは表をきちんと埋めていただいたので、大体これを見れば積み上げられるという御判断ですよ。

○河津ディレクター そういうふうに思っております。

○稲生専門委員 私、素人なので、そこら辺をどう積み上げていくのかは翻訳のプロじゃないとちょっとわからないところではありますので。

○河津ディレクター どの程度それぞれのものが、硬さというのでしょうか、非常に専門用語が多いものもあったり、それから、プロジェクト概要と成果といっても、それほど硬くないとか、あるいは論文の概要（サマリー）のところも、ものによっては専門用語がズラッと並んでいるのもありますけれども、もう少しやわらかく書いてあるのもあるというのは、ホームページを見ていただければ、どの程度のものかというのは、過去7年分のストックが全部出ておりますので、それでたぶん業者の方は相当見積もりは立てられるのではないと私どもとしては期待をしております。

○稲生専門委員 わかりました。

○樫谷主査 あと、4 ページの誤訳が2カ所のところで、これは書いていただいたのでよりわかりやすくなったことは事実だと思いますが、「定着している用語に関する誤り」とか、「原文の文意を変えてしまう翻訳等を指す」と。これでプロは大体わかるというふうに理解してよろしいですか。

○河津ディレクター はい。今までのやりとりで、ここで争いになるということはございませんでしたので、そこは大丈夫だろうと思っております。

○樫谷主査 それから、6 ページの下の方にアで「経理的基盤」というのがありますよね。この中で、直近の決算書とか、前月末においての債務超過ということは、前月末の資産表を出せということですか。

○河津ディレクター はい。それで確認をさせていただければと思っております。

○樫谷主査 これは、資金繰表も出せということですね。

○河津ディレクター そうですね。

○樫谷主査 これはどうやってチェックするのですか。

○河津ディレクター それは、見せていただいたものを信用するしかありません。

○樫谷主査 今まで資金繰表を出せというのはありましたか。

○徳山企画官 大体もらっています。

○樫谷主査 では、上場会社でゴーイングコンサーンの意見がついているのはだめだと。

わかりました。よろしいですか。事務局から何かございますか。よろしいですか。

○徳山企画官 はい。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を行いま

したけれども、本日をもって小委員会の審議は概ね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや、若干の修正がありますので事務局と調整していただきたいと思いますが、監理委員会への報告資料の作成につきましては私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしく申し上げます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思いますが、事務局において整理をいただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思いますが。

また、独立行政法人経済産業研究所におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

（独立行政法人経済産業研究所関係者退室）

（独立行政法人労働者健康福祉機構関係者入室）

○樫谷主査 続きまして、「医業未収金の支払案内等業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人労働者健康福祉機構経理部、小池部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして、10分程度で御説明いただきたいと思いますが。よろしくお願いいたします。

○小池部長 前回の会議の中で幾つかの点につきまして先生方から御指摘がございました。その指摘された内容につきまして、要項等をもう一回修正しました。よろしく御審議をお願いします。それでは、課長の方から御説明します。

○金森課長 出納課長の金森と申します。よろしくお願いいたします。

前回、委員より御指摘がありました点と御議論をいただきました点を踏まえて実施要項を修正させていただいておりますので、まず、そこを中心に御説明させていただきます。

まず、要項の2ページの3の（1）の（ア）の医業未収金の消滅事項の起算点の点でございますが、「本事業における医業未収金の消滅事項の起算点は、請求日なのか、請求書発行日なのかということ。「または」というふうになっていたのですが、それについて明確に規定すべきであるという御意見をいただきまして、それに対しましては、医業未収金におきましては、診療行為の行なわれた最終日を請求日といたしております。外来の場合は診療の都度、請求書を発行するため、診療日と請求日、請求書発行日が同日となるため問題はございませんが、入院の場合は、退院日または入院期間中の一定期間の最終日が請求日となりますが、事務処理上、請求書の発行が数日後になるようなケースがございますので、そういう場合は請求日と請求書発行日にズレが生じる場合がございます。そのため、

診療行為の行なわれた最終日でございます請求日をもって消滅事項の起算点となる旨、規定の方を改めさせていただきました。

次に、2点目でございますが、要項の2ページの3の(1)の(ウ)の点でございます。委託後の委託対象債権からの除外についての規定でございます。これに対しましては、民間事業者は委託後に3の(1)の(ア)にございます②から⑤、または弁護士法第72条に抵触するおそれがあると判断した場合は、機構の方に適時報告して、その具体的類型につきましては別途協議して定めることになっております。民間事業者が委託除外債権と判断し、報告した債権と機構の方が委託除外債権と判断した債権との関連性につきまして明確に規定すべきであるという御指摘を受けておりました、これに対しましては、御指摘のように機構が委託後に委託除外債権と判断した債権は、民間事業者と協議して定めた報告すべき具体的類型に必ずしも当てはまるとは限らない場合があると思われましますので、そちらにございます実施要項の3の(1)の(ウ)に①、②、③とございますが、そちらの方の規定に括弧書きで「下記(2)(オ)②に定める具体的類型とは必ずしも一致しない場合がある。」というようなことを追記いたしましております。

続きまして、実施要項の14ページの6の(3)の(キ)でございます。契約の解除についてのところでございますが、実施要項の6ページの3の(5)の(ア)の⑩において、業務改善指示に従わなかった場合、または最低水準を下回った場合は、事業全体の状況を考慮した上で契約を解除することができる旨、規定されているが、先ほどの14ページの6の(3)(キ)の契約の解除の規定との整合性を図るべきではないかという御指摘がございました。その御指摘を踏まえまして、14ページの6の(3)(キ)「契約解除の規定」においても、そちらの方の(1)、(3)に、最低水準を下回ったとき、業務改善指示に従わなかったときについては、事業全体の状況を考慮した上で、契約を解除することができる旨の括弧書きを追記いたしております。また、公共サービス改革法の第22条第1項第1号に列挙されている事項と対応するように、実施要項の規定の方も整理させていただいております。

続きまして、実施要項の26ページでございます。「提案書評価基準」のところでございますが、提案書の評価基準の加点項目審査の記述について、各項目を重要なものと普通のもの2つに分類しておりましたが、そのような分類は不要ではないかという御指摘がございまして、この御指摘を踏まえまして、重要なものと普通のもの2つに分類をやめまして、そちらにございますように、「提案書に記述される各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のような観点から総合的に評価を実施し、各項目毎に配点の付与を行い、集計するものとする。」というふうに修正させていただいております。

以上が大きな項目でございまして、その他細かい修正事項がありますが、そちらについても御説明させていただきます。

まず、戻っていただきまして、実施要項の5ページの3の(5)(ア)でございます。業務改善指示のところでございますが、⑨の規定でございますが、そちらの方に「民間事

業者に対して業務改善指示を行なう。」という規定の前に「法第 27 条の規定に基づき」というのを付け加えまして、よりわかりやすい規定ぶりにさせていただいております。

続きまして、実施要項 8 ページの 4 の (2) (ア)、一番上のところでございますが、①です。これはスケジュールでございますが、入札監理委員会のスケジュールが多少ズレたということもございまして、当初は 3 月下旬に入札公告をするということにさせていただいておりましたが、それを 4 月上旬というふうに改めさせていただきました。

続きまして、10 ページ 4 の (3) (イ) の④、一番下のところでございますが、こちらと次のページにかかりまして「契約金額」というふうになっておったのですが、これを「落札金額」というふうに修正させていただきました。

続きまして、要項の 12 ページの一番上の (ウ) のところでございます。「指示」のところですが、こちらの方にも「機構は」に続きまして、「上記 3 (5) (ア) ⑨に掲げるものの他」というふうに入れさせていただきました。先ほど御説明しましたところと平仄を合わせさせていただきまして、よりわかりやすい規定ぶりにさせていただいております。

続きまして、実施要項の 19 ページ、資料編の方でございます。これは単純なミスでございますが、下の方の表のところに、病院の名称変更になったところがございますが、こちらの方に「北海道中央労災」としか書いていなかったのですが、これは「中央労災病院」でございますので、これは足させていただきました。

続きまして、隣の 20 ページでございますが、これも文言の修正ということで、一番上の 1 番の「要求水準及び最低水準」の後ろの括弧書きでございますが、「回収率」となっていたのですが、これを「入金率」に修正させていただいております。

続きまして、同じく 26 ページでございます。これも単純な修正でございますが、括弧書の【必須審査項目】と、その下の【加点審査項目】とあったのですが、これを【必須項目審査】、【加点項目審査】というふうに文言を統一させていただいております。

同じページの上の方の【必須項目審査】のところでございますが、これも文言の修正でございます。2 行目に「最低限の要求案件を満たしているものは、『合格』として」とございますが、これを「最低限の要求要件を満たしているもの」というふうに修正させていただいております。

続きまして、28 ページでございます。これもちょっとわかりにくいのですが、(iii) の支払案内業務・支払相談業務の右側の加点項目の上の方の 40 点というところがございますが、そちらは「回収向上」という文言になっていたのですが、これを「入金向上」というふうに修正させていただいております。

あと、最後でございますが、63 ページの「参照条文」のところでございますが、公共サービス改革法の中に、21 条の契約の変更と 22 条の契約解除の条文がございませんでしたので、これを追加させていただいております。

以上でございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○稲生専門委員 では、細かいことだけ指摘をさせていただきます。いろいろ修正をいただきましてありがとうございます。それで、私、非常に細かいところだけを質問させていただきますが、27ページから28ページに提案書の評価基準というのがございまして、加点項目というものの中に評価観点というのが一番右の欄にありまして、非常に細かくて恐縮ですが、加点項目が何個かあると、境目にラインが引いてあるのがあります。例えば、bの個人情報保護というのが27ページにございますが、この加点項目でプライバシーマーク以下あるのですが、この下線は何か意味がありましたか。私、前回の議論を覚えていなかったのですが。あと、次のページの3番の支払案内業務の加点事項もラインがあって、これは境目で何か意味があったんですか。済みませんけれども。

○阿部班長（（独）労働者健康福祉機構） これは、必要ない下線ですね。

○稲生専門委員 では、削除していただければと思います。

○阿部班長 はい。

○稲生専門委員 それから、これは本当に細かい指摘で恐縮ですが、次の28ページの3番の同じ支払案内業務の加点、加点とあるのは、たぶんこれは必須じゃないかと思うのですが。加点なんだけれども、別々に40、30と評価するというのでいいですね。ほかのところとちょっと異質な感じもしたのですが。必須は合計120点で1、2、3とありますので、やはりこれは加点ですね。

○阿部班長 そうですね。

○稲生専門委員 わかりました。では、同じ加点でも、このところは40点、30点と評価するというのでいいですね。

○阿部班長 はい。

○稲生専門委員 とりあえず以上です。

○樫谷主査 私の方から。7ページの4の受託者選定に関する事項で、これは重要な事項になるかどうかわかりませんが、（キ）というのがありますよね。対象病院に対して未払いがないものをもって当該業務を行なうことができるということですね。そして、その後、9ページの⑤の「提案書の添付資料の内容」で、（iii）のcに未払者を従事させない旨の誓約書を書くということになっているのですが、ただ、これはチェックはなかなか難しいと思うのですが、もし書くのであれば、未払いがない者というだけではなくて、例えば家族とか、何かそのようなところもできれば。例えば、自分はないけれども女房の方にあるよとか、子どもの方にあるよということもあり得るので、実際チェックはなかなか難しいと思うのですが、ただ、精神訓話的になる可能性があります。一筆もらうのであれば、できればそういう、我々会計士的に言うと、「特別の利害関係がない」という表現をするのですが、「特別の利害関係」という表現はできないと思いますけれども、「生計を一にする者」とか何かという表現の中で、「を含む」とか何かの表現で工夫ができないかなという気がするのですが、どうなんでしょうか。

○小池部長 「生計を一にする」とか、そこまではなかなか難しいですね。

○樫谷主査 いろいろ難しいですね。

○小池部長 ええ。債権債務の関係について、一般的なものを言わせてもらおうと、いろいろなケースが想定されますから、本当は財産があっても、ないと言う人もいるし、この場で発言はおかしいかと思えますけれども、給食の未払いの関係の問題が言われていまして、一方で車に乗っているとか、そんなこともありますし、その中で本当に未払いの関係についてどう確認していくかというものについては種々雑多でございますから、それをこの中に入れることはなかなか難しいのかなという気もするし、先生の御指摘もわかるのですけれども。

○樫谷主査 何となく本人だけではなくて、最低その家族もあるのかなという気がしたのでそういうことを申し上げているのですが、重要でないかもわかりませんね。実際、確認もなかなか難しいですね。

よろしいですか。事務局から何かありますか。

それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきたいと思えますけれども、本実施要項（案）につきまして、次回の審議で議了する方向で調整を進めていただきたいと思いますので、独立行政法人労働者健康福祉機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただくようお願いしたいと思います。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

意見募集はいつからされるのですか。

○小池部長 今日こういうものをもらいましたので、来週以降、速やかにパブリックコメントをやりまして、次回3月下旬ごろに開かれる委員会にぜひ間に合うように、パブリックコメント自体も2週間という期間でございますから、その中でどんな質問が出てくるかわかりませんが、それを踏まえた中で次回の委員会にかけたいと思います。よろしくをお願いします。

○樫谷主査 わかりました。

（（独）労働者健康福祉機構関係者・傍聴者退室）

○樫谷主査 続きまして、「永田町合同庁舎の管理・運営事業」について審議を行いたいと思います。

本件につきましては、会議の冒頭で申し上げましたとおり、非公開で審議を行いますので、恐れ入りますが、傍聴者の方がいらっしゃいましたら御退席いただきたいと思います。